

## ○防災科学技術研究所職員退職手当規程

(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 10 号)

**改正** 平成 22 年 6 月 1 日 22 規程第 5 号 平成 25 年 3 月 29 日 25 規程第 20 号  
平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 60 号 平成 28 年 2 月 25 日 28 規程第 6 号  
平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 98 号 平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 17 号  
平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 95 号 令和 5 年 1 月 19 日 5 規程第 8 号  
令和 6 年 3 月 21 日 6 規程第 4 号 令和 7 年 5 月 22 日 7 規程第 13 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則(18 規則第 1 号。以下「就業規則」という。)第 50 条の規定に基づき、就業規則第 1 条に定める常勤職員(国、地方公共団体、国立大学法人及び団体の職員であって、その身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

### (退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡により退職の場合には、その遺族)に支給する。ただし、職員として引き続き在職した期間が 6 月未満の場合(第 4 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。)には退職手当は支給しない。

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。
- 3 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。
- 4 退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第 1 条第 3 号に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

### (遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この規定における遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
  - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母

については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、そのうちの選任された代表者に支給する。なお、その代表者に退職手当を支払ったときは、同順位者すべてに支払ったものとみなす。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
  - (1) 職員を故意に死亡させた者
  - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者  
(職員から引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第3条 職員が理事長の要請に応じ職員に復帰することを前提に役員になるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には退職手当は支給しない。  
(退職手当の額)

第4条 次の各号に掲げる事由(以下「退職事由」という。)により退職した者に対する退職手当の額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表に掲げる割合を退職した日におけるその者の俸給月額(防災科学技術研究所職員給与規程(13規程第17号)第15条第1項に規定する俸給表の俸給月額をいう。以下「退職日俸給月額」という。)に乗じて得た額(以下「基本額」という。)に、第9条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 就業規則第28条第1項第3号の規定により自己都合退職した場合、同規則第34条第1項第1号(懲戒解雇の場合を除く。)から第5号及び同条第2項第1号のいずれかの規定により解雇された場合
- (2) 業務外の死亡により退職した場合、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病(国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。)により退職した場合
- (3) 業務外による傷病により退職した場合(前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。)
- (4) 就業規則第32条の規定により定年退職した場合(定年に達した日以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。)又は就業規則第28条第2号の規定により雇用期間が満了し退職した場合
- (5) 勤務箇所の移転により退職した場合
- (6) 就業規則第34条第1項第6号の規定により解雇された場合
- (7) 業務上の傷病又は死亡により退職した場合

- 2 前項第6号又は第7号に掲げる事由により退職した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職した日におけるその者の俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究等連携手当の月額の合計額に乗じて得た額(以下「最低保障額」という。)に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

- 3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職した日の翌日から1年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して1年以内に退職した場合には適用しない。
- 4 満60歳に達した日以降に、その者の非違によることなく退職した職員に対する退職手当の額は、第4条第1項第4号による退職事由を適用する。
- 5 職員給与規程第15条第3項の規定による俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとし、第5条に規定する特例の対象とする。  
(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けている俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日俸給額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」の取扱いについては、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成17年法律第115号)(以下「改正法」という。)が施行された後の国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第2項の規定を準用する。

(勧奨退職者等に対する退職手当の基本額)

第6条 勧奨に応じて退職した職員に対する退職手当の基本額は、第4条第1項第4号の規定に基づく支給割合による額とする。

2 第4条第1項第6号、第7号又は前項に掲げる事由により退職した職員のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものにあっては、第4条第1項本文中「退職日俸給月額」とあるのは、「退職日俸給月額及び当該退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第4条の規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(諭旨解雇の退職手当)

第8条 就業規則第45条第4号の規定による諭旨解雇の場合(退職した後、在職期間中の行為に關し諭旨解雇相当との決定がされた場合を含む。)の退職手当の支給額は、第4条第1項第1号に基づく基本額の2分の1以内の額とする。

(退職手当の調整額)

第9条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額がもっとも多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 0

- 2 第1項に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
  - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
  - (5) その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で理事長が定めるもの
- 4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付する方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別途定める。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数(当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。)の2分の1に相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、第4号に定める育児休業した期間については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間について、3分の1に相当する期間を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
  - (1) 就業規則第39条第1項第1号から第3号及び防災科学技術研究所職員休職規程第3条第1項の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)の期間
  - (2) 防災科学技術研究所職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程第2条の規定による研修出向の期間
  - (3) 就業規則第45条第3号の規定による停職の期間
  - (4) 防災科学技術研究所育児・介護休業等規程による育児休業の期間
- 4 就業規則第39条第1項第5号に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数を第1項及び第2項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 就業規則第39条第1項第6号の規定に基づく休職の期間について、その休職の個別の事由により在職期間から除算する必要がある場合は、別途定める。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第4条第1項第2号から第7号の規定に該当する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、第4条第2項の勤続期間の計算には適用しない。
- 8 防災科学技術研究所任期付職員規程に基づき期間を定めて雇用する職員(当該雇用の終了に伴い退職手当の支給を受ける者は除く。)が雇用期間満了の日以前の日又は雇用期間満了の日の翌日に引き続き職員となった場合は、職員として在職した期間に当該期間を含むものとする。

(国等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第11条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に雇用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等」という。)に雇用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間を、第10条第1項にいう職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて職員となるため退職をし、かつ、引き続いて職員となった者の第10条第1項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するものとする。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をした場合、又は第2項の規定に該当する職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 第2項の規定に該当する職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、当該退職した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。

(役員から引き続いて職員となった者の在職期間)

第12条 職員のうち、役員(非常勤である者を除く。本条において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間(前2条により職員の在職期間に通算し又は職員の在職期間とみなす期間を含む。)は、第10条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。

- 2 役員が職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が法人の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 就業規則第34条第2項第2号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者  
(2) 懲戒解雇処分を受けて退職した者
- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。  
(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に

に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが法人の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止処分を行ったときは、理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行ったときは、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第13条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第13条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1条第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
- (遺族の退職手当の返納)

第17条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第3項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に

限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第 16 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 13 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 5 第 13 条第 2 項並びに第 16 条第 3 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会への諮問)

第 19 条 理事長は、第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

- 2 退職手当審査会は、第 15 条第 2 項、第 17 条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 退職手当審査会は、必要があると認める場合は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めるここと、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

(実施に關し必要な事項)

第 20 条 この規則の実施のための手続きその他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)附則第 4 条第 4 項の規定により退職手当が支給されなかつた者が、引き続き職員として在職し退職した場合には、平成 18 年 3 月 31 日以前の国家公務員退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項に規定する職員を含む。)として在職した期間を職員の在職期間とみなす。
- 3 整備法附則第 2 条第 2 項の適用を受けた者が、引き続き職員として在職した後、国家公務員等となるため退職した場合に当該職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第 2 条第 1 項本文の規定にかかわらず退職手当は支給しない。
- 4 施行日の前日以前における第 10 条第 3 項各号(第 11 条第 3 項の規定により準用する場合を含む。)に掲げる期間に相当する期間がある場合には、同項各号に掲げる期間とみなし、同項を適用し当該在職期間から除算するものとする。
- 5 特定独立法人以外の独立行政法人となる前の防災科学技術研究所の職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 1 項に定める公庫等(以下「公庫等」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第 10 条第 1 項に規定する職員として引き続いた在職期間の計算については、第 11 条第 1 項の規定を準用する。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程等の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。
- 7 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者が新制度切替日(改正法附則第 3 条第 2 項の規定を準用した場合の職員の区分に応じ該当する新制度切替日をいう。以下同じ。)以後に退職することによりこの規程の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正法が施行される前の国家公務員退職手当法(以下「旧法」という。)の規定により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額(以下「新規程等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 職員が新制度切替日以後、平成 21 年 3 月 31 日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程等退職手当額が新制度切替日の前日に受

けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧法の規定により計算した退職手当の額(以下「旧法等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が 25 年以上のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 10 万円を超える場合には、10 万円)
    - イ この規程第 9 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 5 に相当する額
    - ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
  - (2) 新制度切替日以後、平成 19 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 100 万円を超える場合には、100 万円)
    - イ この規程第 9 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 70 に相当する額
    - ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
  - (3) 平成 19 年 4 月 1 日以後平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した者でその勤続期間が 24 年以下のもの次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が 50 万円を超える場合には、50 万円)
    - イ この規程第 9 条の規定により計算した退職手当の調整額の 100 分の 30 に相当する額
    - ロ 新規程等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額
- 9 第 7 項及び前項に基づく退職手当の支給については、改正法附則第 3 条から第 6 条の規定を準用する。
- 10 職員の退職手当に関することは、この規程に定めるもののほか、当分の間は国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令に準拠し取り扱うこととする。  
(退職手当支給規程の廃止)
- 11 防災科学技術研究所職員退職支給規程(13 規程第 23 号)は、廃止する。

#### 附 則(平成 22 年 6 月 1 日 22 規程第 5 号)

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則(平成 25 年 3 月 29 日 25 規程第 20 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)

- 2 次の各号における期間に退職した者に対する退職手当の額は、施行日後の第4条の規程にかかわらず、その者の退職事由及び勤続期間に応じた次の各号に定める表に掲げる割合を退職日俸給月額に乗じて得た額に、第9条の規程により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日

勤続期間	第4条第1項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	業務上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
6月以上1年	0.588	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
2	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94
3	1.764	2.94	2.94	2.94	3.675	4.41	4.41
4	2.352	3.92	3.92	3.92	4.9	5.88	5.88
5	2.94	4.9	4.9	4.9	6.125	7.35	7.35
6	3.528	5.88	5.88	5.88	7.35	8.82	8.82
7	4.116	6.86	6.86	6.86	8.575	10.29	10.29
8	4.704	7.84	7.84	7.84	9.8	11.76	11.76
9	5.292	8.82	8.82	8.82	11.025	13.23	13.23
10	5.88	9.8	9.8	9.8	12.25	14.7	14.7
11	8.7024	13.5975	10.878	13.5975	13.5975	16.317	16.317
12	9.5648	14.945	11.956	14.945	14.945	17.934	17.934
13	10.4272	16.2925	13.034	16.2925	16.2925	19.551	19.551
14	11.2896	17.64	14.112	17.64	17.64	21.168	21.168
15	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
16	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
17	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
18	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
19	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
20	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
21	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
22	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
23	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
24	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
25	32.83	38.955	32.83	38.955	38.955	38.955	38.955

26	34.398	40.719	34.398	40.719	40.719	40.719	40.719
27	35.966	42.483	35.966	42.483	42.483	42.483	42.483
28	37.534	44.247	37.534	44.247	44.247	44.247	44.247
29	39.102	46.011	39.102	46.011	46.011	46.011	46.011
30	40.67	47.775	40.67	47.775	47.775	47.775	47.775
31	41.846	49.539	41.846	49.539	49.539	49.539	49.539
32	43.022	51.303	43.022	51.303	51.303	51.303	51.303
33	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
34	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
35	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
36	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
37	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86
38	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
39	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
40	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
41	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
42	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
43	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
44	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86
45	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

(2) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

勤続期間	第 4 条第 1 項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	業務上の都合	業務上傷病・死亡
6 月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.15	1.38	1.38
6 月以上 1 年	0.552	0.92	0.92	0.92	1.15	1.38	1.38
2	1.104	1.84	1.84	1.84	2.3	2.76	2.76
3	1.656	2.76	2.76	2.76	3.45	4.14	4.14
4	2.208	3.68	3.68	3.68	4.6	5.52	5.52
5	2.76	4.6	4.6	4.6	5.75	6.9	6.9
6	3.312	5.52	5.52	5.52	6.9	8.28	8.28
7	3.864	6.44	6.44	6.44	8.05	9.66	9.66
8	4.416	7.36	7.36	7.36	9.2	11.04	11.04
9	4.968	8.28	8.28	8.28	10.35	12.42	12.42
10	5.52	9.2	9.2	9.2	11.5	13.8	13.8

11	8. 1696	12. 765	10. 212	12. 765	12. 765	15. 318	15. 318
12	8. 9792	14. 03	11. 224	14. 03	14. 03	16. 836	16. 836
13	9. 7888	15. 295	12. 236	15. 295	15. 295	18. 354	18. 354
14	10. 5984	16. 56	13. 248	16. 56	16. 56	19. 872	19. 872
15	11. 408	17. 825	14. 26	17. 825	17. 825	21. 39	21. 39
16	14. 1588	19. 665	15. 732	19. 665	19. 665	22. 908	22. 908
17	15. 4836	21. 505	17. 204	21. 505	21. 505	24. 426	24. 426
18	16. 8084	23. 345	18. 676	23. 345	23. 345	25. 944	25. 944
19	18. 1332	25. 185	20. 148	25. 185	25. 185	27. 462	27. 462
20	21. 62	27. 025	21. 62	27. 025	27. 025	28. 98	28. 98
21	23. 46	28. 865	23. 46	28. 865	28. 865	30. 498	30. 498
22	25. 3	30. 705	25. 3	30. 705	30. 705	32. 016	32. 016
23	27. 14	32. 545	27. 14	32. 545	32. 545	33. 534	33. 534
24	28. 98	34. 385	28. 98	34. 385	34. 385	35. 052	35. 052
25	30. 82	36. 57	30. 82	36. 57	36. 57	36. 57	36. 57
26	32. 292	38. 226	32. 292	38. 226	38. 226	38. 226	38. 226
27	33. 764	39. 882	33. 764	39. 882	39. 882	39. 882	39. 882
28	35. 236	41. 538	35. 236	41. 538	41. 538	41. 538	41. 538
29	36. 708	43. 194	36. 708	43. 194	43. 194	43. 194	43. 194
30	38. 18	44. 85	38. 18	44. 85	44. 85	44. 85	44. 85
31	39. 284	46. 506	39. 284	46. 506	46. 506	46. 506	46. 506
32	40. 388	48. 162	40. 388	48. 162	48. 162	48. 162	48. 162
33	41. 492	49. 818	41. 492	49. 818	49. 818	49. 818	49. 818
34	42. 596	51. 474	42. 596	51. 474	51. 474	51. 474	51. 474
35	43. 7	52. 44	43. 7	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
36	44. 804	52. 44	44. 804	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
37	45. 908	52. 44	45. 908	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
38	47. 012	52. 44	47. 012	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
39	48. 116	52. 44	48. 116	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
40	49. 22	52. 44	49. 22	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
41	50. 324	52. 44	50. 324	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
42	51. 428	52. 44	51. 428	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
43	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44
45	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44	52. 44

附 則(平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 60 号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日 28規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月20日 28規程第98号)

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則(平成30年3月27日 30規程第17号)

この規程は、平成30年3月27日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

附 則(平成30年11月13日 30規程第95号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附 則(令和5年1月19日 5規程第8号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日 6規程第4号)

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

附 則(令和7年5月22日 7規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年5月31日以前の行為により起訴をされた場合については、第14条第1項第1号の「拘禁刑」を「禁錮」に読み替えるものとする。

3 令和7年5月31日以前の行為により禁錮以上の刑に処せられた場合については、第14条第4項第2号、第15条第1項第1号、第16条第1項第1号及び第18条第3項の「拘禁刑」を「禁錮」に読み替えるものとする。

別表

勤続期間	第4条第1項の退職事由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	業務上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.837	0.837	0.837	1.04625	1.2555	1.2555
6月以上 1年	0.5022	0.837	0.837	0.837	1.04625	1.2555	1.2555

2	1. 0044	1. 674	1. 674	1. 674	2. 0925	2. 511	2. 511
3	1. 5066	2. 511	2. 511	2. 511	3. 13875	3. 7665	3. 7665
4	2. 0088	3. 348	3. 348	3. 348	4. 185	5. 022	5. 022
5	2. 511	4. 185	4. 185	4. 185	5. 23125	6. 2775	6. 2775
6	3. 0132	5. 022	5. 022	5. 022	6. 2775	7. 533	7. 533
7	3. 5154	5. 859	5. 859	5. 859	7. 32375	8. 7885	8. 7885
8	4. 0176	6. 696	6. 696	6. 696	8. 37	10. 044	10. 044
9	4. 5198	7. 533	7. 533	7. 533	9. 41625	11. 2995	11. 2995
10	5. 022	8. 37	8. 37	8. 37	10. 4625	12. 555	12. 555
11	7. 43256	11. 613375	9. 2907	11. 613375	11. 613375	13. 93605	13. 93605
12	8. 16912	12. 76425	10. 2114	12. 76425	12. 76425	15. 3171	15. 3171
13	8. 90568	13. 915125	11. 1321	13. 915125	13. 915125	16. 69815	16. 69815
14	9. 64224	15. 066	12. 0528	15. 066	15. 066	18. 0792	18. 0792
15	10. 3788	16. 216875	12. 9735	16. 216875	16. 216875	19. 46025	19. 46025
16	12. 88143	17. 890875	14. 3127	17. 890875	17. 890875	20. 8413	20. 8413
17	14. 08671	19. 564875	15. 6519	19. 564875	19. 564875	22. 22235	22. 22235
18	15. 29199	21. 238875	16. 9911	21. 238875	21. 238875	23. 6034	23. 6034
19	16. 49727	22. 912875	18. 3303	22. 912875	22. 912875	24. 98445	24. 98445
20	19. 6695	24. 586875	19. 6695	24. 586875	24. 586875	26. 3655	26. 3655
21	21. 3435	26. 260875	21. 3435	26. 260875	26. 260875	27. 74655	27. 74655
22	23. 0175	27. 934875	23. 0175	27. 934875	27. 934875	29. 1276	29. 1276
23	24. 6915	29. 608875	24. 6915	29. 608875	29. 608875	30. 50865	30. 50865
24	26. 3655	31. 282875	26. 3655	31. 282875	31. 282875	31. 8897	31. 8897
25	28. 0395	33. 27075	28. 0395	33. 27075	33. 27075	33. 27075	33. 27075
26	29. 3787	34. 77735	29. 3787	34. 77735	34. 77735	34. 77735	34. 77735
27	30. 7179	36. 28395	30. 7179	36. 28395	36. 28395	36. 28395	36. 28395
28	32. 0571	37. 79055	32. 0571	37. 79055	37. 79055	37. 79055	37. 79055
29	33. 3963	39. 29715	33. 3963	39. 29715	39. 29715	39. 29715	39. 29715
30	34. 7355	40. 80375	34. 7355	40. 80375	40. 80375	40. 80375	40. 80375
31	35. 7399	42. 31035	35. 7399	42. 31035	42. 31035	42. 31035	42. 31035
32	36. 7443	43. 81695	36. 7443	43. 81695	43. 81695	43. 81695	43. 81695
33	37. 7487	45. 32355	37. 7487	45. 32355	45. 32355	45. 32355	45. 32355
34	38. 7531	46. 83015	38. 7531	46. 83015	46. 83015	46. 83015	46. 83015
35	39. 7575	47. 709	39. 7575	47. 709	47. 709	47. 709	47. 709

